

# 後期高齢者医療加入者へ

## ～「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」更新のお知らせ～



現在お持ちの保険証（薄青色）の有効期限は、令和5年7月31日（月）までとなっています。

新しい保険証（クリーム色）は、7月中旬に簡易書留などで郵送いたしますので、令和5年8月1日（火）からは新しい保険証（クリーム色）をお使いください。

新しい保険証（クリーム色）に記載してある自己負担割合は、令和5年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（薄青色）は、令和5年8月1日（火）以降に、健康推進課 医療保険係へ返却されるか、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

自己負担割合	要件
3 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の人がいる世帯の加入者
2 割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の人が出て、 <ul style="list-style-type: none"><li>被保険者が1人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が200万円以上ある人</li><li>または</li><li>被保険者が2人以上いる場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上ある人</li></ul>
1 割	上記条件に該当しない世帯の加入者

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意していますので、詳しくは健康推進課 医療保険係へお問合せください。

### 保険証の色は毎年変更されます

令和4年10月1日～  
令和5年7月31日  
の保険証

薄青色



令和5年8月1日～  
令和6年7月31日  
の保険証

クリーム色

## 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続きなどのお知らせ

### ■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄青色）・「限度額適用認定証」（桃色）をお持ちの人

令和5年7月31日（月）で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（クリーム色）または「限度額適用認定証」（桃色）を7月中旬に郵送します。8月1日（火）からご使用ください。

### ■新しく申請が必要な人

所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱの人および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額証」という）または「限度額適用認定証」（以下「限度証」という）をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、役場健康推進課に申請してください。

#### 【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食あたり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降140,100円> (※1)		460円 指定難病患者の人 などは260円の 場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降93,000円> (※1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降44,400円> (※1)			発行あり 申請が必要
2割	一般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円 (年間上限14.4万円) または (6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%) の低い方を適用	57,600円 <4回目以降44,400円> (※1)		発行なし 申請不要
	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限14.4万円)			
1割	低所得者Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	過去12カ月で90日 までの入院 210円 過去12カ月で91日目 からの入院 160円	発行あり 申請が必要
	低所得者Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、〈 〉内の金額となります。

(※2) 低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

(※3) 低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ世帯全員の所得が0円の人  
(年金の公的年金等控除額を80万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算)。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704